

## 法人税、住民税及び事業税の基礎知識 ③ 主な申告調整項目の概要

### はじめに

先々月から、皆様にご案内しておいたきたい、法人税、住民税及び事業税の基礎知識について記載しています。第3回目の今回は主な申告調整項目の概要について解説してまいります。申告調整の意義については、先月の「法人税、住民税及び事業税の基礎知識② 財務会計と税務計算の関係」を参照してください。

### 1. 交際費

交際費は、会計上は「費用」として原価または販売費及び一般管理費に計上されますが、税務上は、これを無条件に「損金」と認めると課税回避を目的として不必要な交際費を計上する可能性があることから、政策的に、原則として「損金」とは認めないこととされています。ただし、中小企業に対しては、資本金額に応じて一定の損金算入限度額が定められており、この限度額を超える部分が損金不算入(別表四で加算・社外流出)となります。

### 2. 減価償却費

減価償却費は、固定資産の取得価額をその固定資産が利用されるであろう期間にわたって、一定のルールにしたがい、各期の費用として配分する手続です。税務上、「利用されるであろう期間」は、法定耐用年数として固定資産の種類や用途の別により詳細に定められています。「一定のルール」とは、「定率法」や「定額法」という、減価償却費の計算方法のことです。減価償却の計算方法は、会社が任意に選択することができますが、建物のうち、平成10年4月1日以降に取得したもののについては、税務上は定額法しか採用できないこととなっています。

税務上は、上記法定耐用年数と採用した減価償却方法により、当該期における減価償却費の計上限度額が計算されますが、企業会計上は必ずしもこの法定耐用年数による必要はなく、会社が「利用されるであろう期間」を独自に算定して減価償却を実施することもできます。この、会社が独自に計算した減価償却費と税務上のルールに従っ

て計算した減価償却費の金額とで差がある場合、会社独自に計算した減価償却費が税務上の償却限度額を超える場合には、当該金額は、減価償却超過額として、申告調整(別表四で加算・留保)されることになります。

逆に、会社の計算額が税務上の償却限度額に満たない場合には、当該減価償却不足額を申告調整で減算処理することはできないことになっています。

### 3. 引当金

貸倒引当金や賞与引当金、退職給与引当金などの各種引当金は、税務上はそれぞれ、損金算入限度額が定められています。企業会計上は必ずしも税法の基準によることなく、必要と認められる額を引当金として計上します。

会社が計上した金額が、税務上の引当金繰入限度額を超える場合には、当該金額は繰入限度超過額として、申告調整(別表四加算・留保)されることとなります。会社の計上額が税務の繰入限度額に満たない場合には、減価償却費と同様、これを別表四で減算することはできません。

### 4. 受取配当金

受取配当金は、企業会計上は収益として営業外収益の区分に計上されます。配当金は、他の企業が法人税等の税金を支払った後の金額(当期未処分利益)から支払われるものであり、受取配当金が税務上益金に算入されると、当該会社と配当を支払った会社とで、二重に税金が課されることになってしまいます。そこで、税務上はこの二重課税を排除するため、受取配当金は益金に算入しないこととされています(別表四減算・社外流出)。ただし、本来は計上した受取配当金の全額が益金不算入とされるべきと解されますが、政策的な見地から益金不算入とされるのは受取配当金の金額のうち、一定の算式に基づいた一部分のみとされているのが現状です。